

持続可能な道路整備のあり方検討会開催要綱

(目的及び開催)

第1条 大阪市は、本市が管理する道路において、安全・安心な道路、道路景観や道路緑化の充実、適切な維持管理に加えて、地球温暖化に伴う気候変動へ対応するための脱炭素化の推進やヒートアイランド対策など、環境への負荷低減に配慮した道路整備が求められている。こうした社会的背景を踏まえ、道路整備及び維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、道路計画や幹線道路等における道路環境整備推進要綱の見直しに加えて、気候変動への対応など現代の社会環境に適した持続可能な道路整備のあり方について検討する必要があり、専門的見地による意見又は助言を聴取することを目的として、持続可能な道路整備のあり方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 検討会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 持続可能な道路整備の実現に向けた基本方針等に関すること
- (2) 持続可能な道路整備のための計画等に関すること
- (3) 持続可能な道路整備のための手法、新技術等に関すること
- (4) 持続可能な道路整備のための気候変動への対応やヒートアイランド対策等の環境への負荷低減に関するこ
- (5) 持続可能な道路整備のためのまちづくりとの連携、今後の展開に関するこ
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要な事項に関するこ

(検討会のメンバー)

第3条 検討会のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験者その他市長が適当と認める者たちから市長が委嘱する。

2 検討会は必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討会の運営)

第4条 検討会の座長はメンバーの互選により定める。

2 座長は、検討会の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代行する。

(守秘義務)

第5条 市長が指名するメンバー等は、検討会の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その

職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報及び検討会が公表した情報については、この限りではない。

(開催期間)

第6条 検討会の開催期間は、施行日から令和9年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、建設局道路河川部道路課が担うものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月27日から施行する。